

法人会ニュース



●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆ 花いっぱい運動のご協力のお願い(第2ブロック)
- ◆ 健康体力測定のご案内(第5ブロック)
- ◆ 税務研修会と講座のご案内(第6・7・8ブロック)
- ◆ バス旅行のご案内(第8ブロック)
- ◆ 会員交流バス旅行のご案内(第6ブロック)

●法人会(本部等主催)の行事

月	日	曜	内 容	
9	5	水	税の相談日	10.00～ 於：事務局会議室
9	10	月	租税教育研修会	14.00～ 於：福岡ガーデンパレス

月	日	曜	内 容	
9	12	水	決算事務説明会	13.30～ 於：福岡ガーデンパレス
9	19	水	税の相談日	10.00～ 於：事務局会議室

●ブロック、支部の主行事

月	日	曜	内 容	
9	7	金	草の根講座(野多目支部)	10.30～12.30 於：老司公民館
9	12	水	野球観戦(第1ブロック)	18.00～ 於：ヤフージャパドーム
9	20	木	花いっぱい運動(第2ブロック)	15.00～ 於：舞鶴地区

●青年部会、女性部会の主行事

月	日	曜	内 容	
9	30	日	婚活イベント(青年部会)	12.00～ 於：能古島アイランドパーク



〔I〕 税務カレンダー

9月の税務カレンダー

- 9月10日 ●納期の特例適用源泉徴収義務者を除く全源泉徴収義務者
8月支払分給与に係る源泉所得税、特別徴収住民税納期限
8月支払分報酬・料金等に係る源泉所得税納期限
- 10月 1日 ●7月決算法人
法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、地方法人特別税、法人事業所税、法人住民税
確定申告期限・納期限
- 1月決算法人
法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、法人住民税
中間申告期限・納期限
- 課税期間3月特例適用の1月、4月、7月、10月決算法人
3月ごとの短縮課税期間に係る消費税・地方消費税
確定申告期限・納期限
- 課税期間1月特例適用法人
1月ごとの短縮課税期間に係る消費税・地方消費税
確定申告期限・納期限
- 直前課税期間確定消費税額400万円超4,800万円以下の1月、4月、10月決算法人
3月ごとの消費税・地方消費税中間申告期限・納期限
- 直前課税期間確定消費税額4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人
1月ごとの消費税・地方消費税中間申告期限・納期限
- 固定資産税・都市計画税の第3期分納期限（市町村によって期限が異なる場合があります。）
- 国民健康保険税の第4期分納期限（市町村によって国民健康保険料のところが異なります。）

〔Ⅱ〕知らないで損する税情報



収入印紙の貼付—現金 3 万円以上を受領した場合はレシートにも印紙の貼付が必要です！

税理士 衛藤政憲

消費税や酒税、たばこ税と同じ間接税でありながら話題性に乏しい地味な存在としてあるのが印紙税です。しかし、その歴史は古く、その成り立ちもはっきりとしています。

そもそも、印紙税は、1624 年、日本では徳川三代将軍家光の時代にオランダで誕生しました。そして、それから 250 年後の明治 6 年（1873 年）に我が国においてもこの印紙税が採用され、「受取諸証文印紙貼用心得方規則」（太政官布告）が定められました。その後、明治 32 年に印紙税法が制定され、現在ある印紙税法は昭和 42 年 5 月に全文改正されたものです。

その印紙税の税収は、1 兆円（平成 24 年度一般会計の歳入のうち税収の 2.4%）であり、その額はたばこ税や関税よりも多く、印紙税そのものの廃止を求める意見もありますが、その存在は軽視できません。

そこで、今回はこの印紙税について、身近な領収書等に関することを中心に基礎的な点を確認しておきたいと思えます。領収書等を発行する側はもちろんですが、受け取る側においても改めて収入印紙というものに目を向けてみてください。

1 課税文書と非課税文書

印紙税は、特定の文書を作成したことに對して課税するものであり、収入印紙（最低額面 200 円）を貼付しなければならぬ課税物件とされる特定の文書、つまり“課税文書”については、印紙税法の別表第一に第 1 号文書の「不動産の譲渡、地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡、消費貸借、運送に関する契約書」から第 20 号文書の「判取帳」まで 20 種類の文書が掲げられています。

今回取り上げる領収書等は、その中の第 17 号文書の 1 の「売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書」ということとなります。

この課税文書となる種類の文書の作成であっても、文書に記載された金額や誰が文書を作成したのか等により、課税対象とされない非課税文書となるものがあります（後記 4 の(2)及び(3)）。

2 納税義務者と印紙税の納付

印紙税の納税義務者は、その課税文書の作成者であり、その納税義務は、課税文書を作成した時に成立します。この場合における文書の作成の時については、単にその課税文書となるものを作った時ということではなく、その文書その作成目的に従って行使した時ということですから、領収書であれば、売上代金を受領した者が領収書用紙に必要事項を記載して売上代金を支払った相手方にその領収書を交付した時ということになります。

印紙税の納付は、原則として課税文書に収入印紙を貼り付け、その課税文書とその収入印紙とに付けて割印又はその作成者が署名する「消印」をすることによって行いますが、特例として、継続して多量に作成される文書等の場合には、その文書に税務署長の承認を受けた旨を記載（これを「書式表示」といいます。）し、収入印紙を貼付せずに印紙税納税申告書により納付する等の方法もあります。

3 過怠税

課税文書を作成した場合において、①貼付すべき収入印紙を貼付しなかった場合、②貼付した収入印紙の額面金額が納付すべき印紙税額に不足する場合及び③貼付した収入印紙を消印しなかった場合には、その課税文書の作成者に対して過怠税が課され、その過怠税の額は、①及び②の場合にはその納付しなかった税額の 3 倍の金額とされ、③の場合には消印されていない収入印紙の額面金額と同額とされています（この場合に過怠税の合計額が 1,000 円に満たないときには 1,000 円とされます。）。

ただし、上記①及び②の場合において、課税文書の作成者が所轄税務署長に対して自主的に納付していないことを申し出た場合には、過怠税の額は 3 倍ではなく 1.1 倍の金額とされます。

なお、この過怠税は、法人税の損金及び所得税の必要経費とはされません。

4 17 号の 1 文書に関する留意事項等

- (1) 領収書、領収証、受取書、レシートはもちろん、納品書や請求書に「代済」、「相済」、「了」などと記載したものなど、金銭又は有価証券の受取事実を証明するものは課税文書に該当します。「仮領収書」であっても同じです。
- (2) 借入金、保証金、割戻金、配当金、保険金、損害賠償金などは売上代金には含まれませんので、その旨が明確に記載された受取書は非課税文書となります。
- (3) 記載金額が 3 万円未満及び営業に関しない受取書は非課税とされています。この場合の営業に関しないものとしては、公益法人、医療法人、医師、歯科医師、弁護士、司法書士、税理士（税理士法人は除かれます。）等が作成するものが該当します。
- (4) 消費税等の金額が明確に区分して記載されている場合には、その消費税額等は記載金額に含めないこととされています。
- (5) 商品券により支払を受けた場合の領収書等は、有価証券の受取書に当たります。
- (6) 例えば、5 万円の売上代金を受け取り、記載金額 2 万 5 千円の領収書（非課税文書）を 2 枚発行することとしても印紙税法上の問題はありません。

5 誤って貼付した場合等

収入印紙を貼付し消印までした領収書が相手に交付されなかった場合など印紙税が過誤納となった場合には、所轄税務署長にその文書の現物とともに申請書を提出して過誤納となっている事実の確認を受け、印紙税の還付を受けることができます。

また、未使用の不要となった収入印紙は、郵便局において 1 枚 5 円の手数料により他の収入印紙と交換することができます。切手や現金との交換はできません。

※ 平成 24 年 8 月 20 日現在の法令通達等により記載しています。





相続税の概要及び計算の手順

税理士 山口俊昭

1 相続税の概要

(1) 相続税

- ・相続税は、個人が被相続人（亡くなられた人のこと）の財産を相続等によって取得した場合に、その取得した財産の価額を基に課税される税金である。

(2) 相続税の課税原因

相続	相続は原則として、死亡によって開始する。相続人は、相続開始の時から被相続人の財産に関する一切の権利義務を承継する。
遺贈	被相続人の遺言によってその財産を移転することをいう。（単独行為）
死因贈与	贈与した人が亡くなることによって効力を生じる贈与をいい、相続税法上、遺贈に準じて取り扱われる。（契約）
相続時精算課税に係る贈与	相続時精算課税とは、贈与時に贈与財産に対する贈与税を納付し、贈与者が亡くなったときにその贈与財産の価額と相続や遺贈によって取得した財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納付した贈与税に相当する金額を控除した額をもって納付すべき相続税額とする制度で、その贈与者から受ける贈与を「相続時精算課税に係る贈与」という。

(3) 相続開始の時期

- ・相続税の課税時期は、相続による財産取得の時期であり、その時期は相続開始の時である。相続は人の死亡により直ちに開始する。人の死亡は、自然的死亡及び失踪宣告による擬制的死亡がある。

(4) 法定相続人と相続分

- ・民法では、相続人の範囲と順位及び相続分について次のとおり定めている。

(注) 配偶者とは、夫からみた妻、妻からみた夫をいう。	③	②	①	配偶者 (配偶者は常に相続人である。)	順位
	第三順位	第二順位	第一順位		
	兄弟姉妹	親	子供		
	1/4	1/3	1/2	③の場合には 3/4、 ②の場合 2/3、 ①の場合 1/2、	受け継ぐ人(相続人) 受け継げる割合

財産を受け継ぐ人の順番と受け継ぐことができる割合

〔法定相続分についての留意事項〕

- 配偶者は、常に相続人となり他の順位の血族的相続人と同順位で相続する。ただし、配偶者は正式な婚姻関係にある者であり、内縁関係にある者は含まれない。
- 同順位の血族的相続人の法定相続分は均等となる。ただし、非嫡出子の相続分は嫡出子の 1/2 となり、半血兄弟姉妹の相続分は全血兄弟姉妹の 1/2 となる。父であることが確実であってもその認知がなければ、非嫡出子にはならず、相続人には該当しない。
- 実子、養子とも、法定相続分は同一となる。
- 普通養子の場合、実父母と養父母との両方の相続権を有する。
- 代襲相続人の相続分は、その代襲相続された者（被代襲者）が受けるべき相続分と同じであり、代襲相続人が複数いる場合はその代襲相続された者が受けるべき相続分を均等に分けることになる。
- 相続放棄した者がいる場合、その者ははじめから相続人でなかったものとみなされ、相続分はないことになる。
- 第2順位については、父母と祖父母がいる場合は、親等の近い父母（どちらか一人の場合はそのどちらか）が相続人となる。

(5) 相続税の申告が必要な者

- ・被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した各人の課税価格の合計額が、遺産に係る基礎控除額を超える場合、その財産を取得した人は相続税の申告をする必要がある。

- ・遺産に係る基礎控除額⇒5,000万円＋(1,000万円×法定相続人の数)

(注) 法定相続人の数に算入する養子の数については制限がある。(相法 15②、相基通 15-2)

☞ <チェックポイント>

- ・小規模宅地等の特例などを適用することにより課税価格の合計額が遺産に係る基礎控除額以下となる場合には、相続税の申告をする必要がある。

(6) 相続税の申告書の提出期限

- ・相続税の申告書の提出期限は、相続の開始があったことを知った日（通常の場合は、被相続人の死亡の日）の翌日から10か月目の日となる。申告期限の日が日曜日・祝日などの休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日が相続税の申告期限となる。

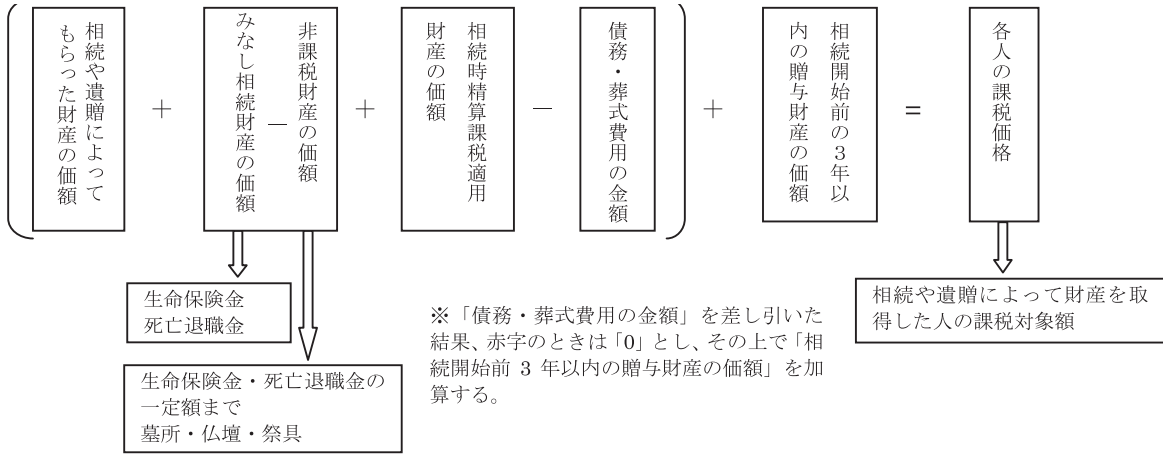
(7) 相続税の申告書の提出先

- ・相続税の申告書は、被相続人の死亡の時にける住所地を所轄する税務署に提出する。

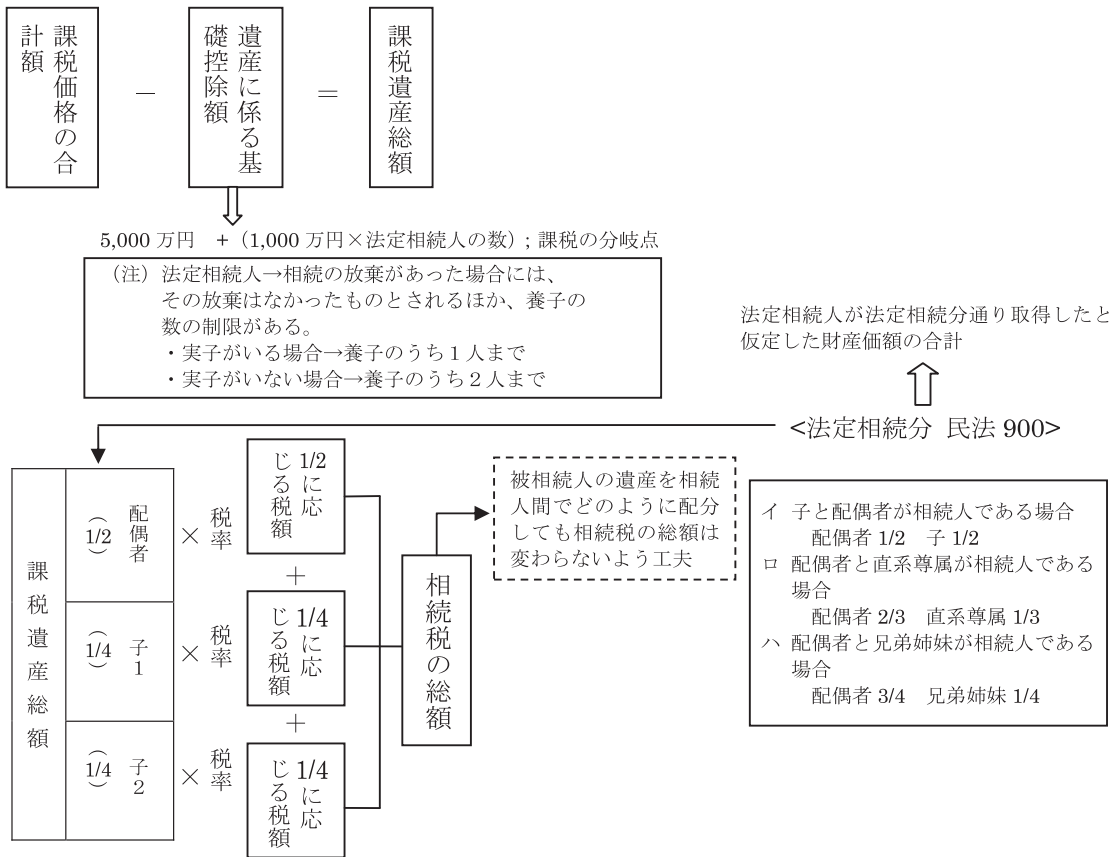


2 相続税の計算手順

①課税価格の計算の手順・・・相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人について1人ごとに計算。



②相続税の総額の計算の手順（法定相続分による遺産取得課税方式）・・・財産を取得した人の全員の負担税額を計算。



③納付税額の計算手順・・・各種の税額調整項目をあてはめて1人ごとの納税額を計算。

